

静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）（案）パブリックコメント （県民意見提出手続）の結果

（健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室）

1 パブリックコメントの概要

意見の募集期間	令和3年2月12日（金）から令和3年3月8日（月）まで
意見の提出方法	持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
資料の閲覧方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県民サービスセンター（県庁東館2階）、県内8か所の県財務事務所、西部農林事務所天竜農林局の行政資料コーナーに配架 ・県のホームページに掲載

2 意見提出状況

7人（郵送、ファクシミリ、電子メール）から18件の御意見をいただきました。

3 寄せられた意見に対する対応

寄せられた18件の意見に対し、6件については、いただいた御意見の内容を踏まえ、修正・追記をしました。

また、残りの12件については、県の考え方を示し、原案どおりとしました。

4 寄せられた意見に対する県の考え方

(1) 計画本文を修正するもの（6件）

該当項目	意見の内容	県の考え方、修正内容
1 第3章 人権教育・啓発の推進 3 家庭における人権教育 【関連ページ: P14】	(2)施策の方向の2点目の「～支援体制の充実を図り、自信を持って健やかに～」という部分で、「自信を持って」の前に『保護者が』と主語を入れたほうがわかりやすい。	<p>いただいた御意見を基に、本文P14「(2)施策の方向」中の該当部分を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>○保護者の子育ての悩みや不安感を軽減するための交流の場の整備や、相談・支援体制の充実を図り、自信を持って健やかに子どもを育てることができるよう、支援する体制を整えます。</p> <p>(修正後)</p> <p><u>○保護者が自信を持って健やかに子どもを育てることができるよう、子育ての悩みや不安感を軽減するための交流の場の整備、相談・支援体制の充実を図ります。</u></p>

	該当項目	意見の内容	県の考え方、修正内容
2	<p>第3章 人権教育・啓発の推進 3 学校における人権教育 【関連ページ: P17、19】</p>	<p>国連は、青少年に対する人権教育の上で、ピアラーニング(同僚同士の学習)が必須であるとしている。また、このとき、可能ならば、成人による監督なしに行われるべきであるとしている。この点を踏まえた記載として、現在記載されている「参加体験型プログラム」の記載を「参加体験型プログラムならびにピアラーニング」に変更することが妥当であると考えます。</p>	<p>学校での人権教育の実施に当たっては、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](文部科学省)に基づき、各教科、教科外活動等の教育活動全体を通じて、人権尊重の視点に立った指導、学校づくりを推進しています。</p> <p>なお、児童生徒への指導に当たっては、児童生徒の自己活動的、主体的関与を促すような学習や、主体的な関与と取組を基礎とする体験的な学習の機会を提供できるよう、工夫をすることとされており、各校では、参加体験型プログラムに限らず、児童生徒の発達段階に即した様々な手法を取り入れた指導を行っております。</p> <p>これらのことから、「参加体験型学習プログラムの開発」を指導法の一つとして記載しておりましたが、本プログラムの開発など、特定の手法を取り入れることが目的ではなく、様々な手法(「ピアラーニング」も含む)を取り入れて指導することにより、児童生徒が主体的に学べるようにすることが目的であることが明確になるよう、本文P17「(2)施策の方向」中の該当部分及びP19「(3)主要施策」ウを以下のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P17(2)施策の方向 (修正前) <ul style="list-style-type: none"> ・多様な体験活動や様々な人たちとの交流の場の設定、<u>参加体験型学習プログラムの開発など</u>、主体的に学ぶ指導法を工夫します。 (修正後) <ul style="list-style-type: none"> ・多様な体験活動や様々な人たちとの交流の場の設定、参加体験型学習など、主体的に学ぶ指導法を工夫します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ P19(3)主要施策ウ

	該当項目	意見の内容	県の考え方、修正内容
			<p>(修正前)</p> <p>○学習者が主体的に学習を進められる活動(参加体験型の手法等)を積極的に取り入れる等、より効果的な指導方法の開発と研究に努めます。</p> <p>(修正後)</p> <p>○学習者が主体的に学習を進められる活動(参加体験型学習等)を積極的に取り入れる等、より効果的な指導方法の開発と研究に努めます。</p>
3	<p>第3章 人権教育・啓発の推進 5 企業における人権啓発 【関連ページ:P24~25】</p>	<p>労働の分野に関しては、男女の賃金格差やセクハラ・パワハラ等の対応に焦点が当てられており、時宜を得たものであるようにも思えるが、不十分である。</p> <p>本県では、外国人に選ばれる静岡県となるよう海外からの人材の招致に力を入れているが、そもそも、人権や各種法規を軽んじている企業が多いとすれば、本県は外国人に選ばれるような県とはならないはずである。</p> <p>技能実習制度に関しては、国連人権理事会の専門家や米国务省人身取引監視対策部においても、人権蹂躞や人身売買の可能性があることが指摘されているところであることから、次期、静岡県人権施策推進計画には、労働分野における外国人の人権についても明記してほしい。</p>	<p>労働分野における外国人の人権に関する啓発も施策としては必要と考えるので、いただいた御意見を基に、本文P24「(1)これまでの取組と課題」及び「(3)主要施策」に以下のとおり追記します。</p> <p>(追記)</p> <p>(1) これまでの取組と課題 <u>また、平成31年(2019年)4月には、改正「出入国管理法及び難民認定法」が施行され、外国人材の受入れが拡大する中で、外国人労働者にとっても、働きやすい社会としていくことが大切です</u></p> <p>(3) 主要施策 <u>○外国人労働者が、日本人と比べて不利な条件で雇用されるなどの問題が生じないように、労働局や法務局等の関係機関と連携して、セミナーや出前人権講座を通じ、企業に対する周知啓発を行います。</u></p>
4	<p>第4章 計画等の推進 5 同和問題 【関連ページ:P65】</p>	<p>(2) 施策の方向に『「部落差別解消推進法」の基本理念に基づき』とあるが、基本理念だけでなく、「目的」も入れることができないか。</p>	<p>いただいた御意見を基に、本文P65「(2)施策の方向」中の該当部分を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>○「部落差別解消推進法」の基本理念に基づき、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるため、偏見や</p>

	該当項目	意見の内容	県の考え方、修正内容
			<p>差別意識の解消に向けて人権教育・啓発を推進するとともに、児童生徒が同和問題を正しく理解するための学校教育の充実を図ります。</p> <p>(修正後)</p> <p>○「部落差別解消推進法」の目的及び基本理念に基づき、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるため、偏見や差別意識の解消に向けて人権教育・啓発を推進するとともに、児童生徒が同和問題を正しく理解するための学校教育の充実を図ります。</p>
5	<p>第4章 計画等の推進 5 同和問題 【関連ページ：P65】</p>	<p>(2)施策の方向に「部落差別解消推進法」の周知について入れられないか。</p>	<p>法の周知は、県の取組として捉え、いただいた御意見を基に、本文P65「(3)主要施策」アに以下のとおり追記します。</p> <p>(追記)</p> <p>○平成28年(2016年)12月に施行された「部落差別解消推進法」について、県民への周知を図ります。</p>
6	<p>第4章 計画等の推進 5 同和問題 【関連ページ：P66】</p>	<p>(3)主要施策において、学校教育の充実をどう図っていくのか今少し具体性を持った記述ができないか。</p>	<p>施策内容に具体性を持たせるため、本文P66「(3)主要施策」ア中の該当部分を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>○学校教育や社会教育における人権教育指導者等を対象とした人権教育指導者研修会等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域社会での理解を深めます。</p> <p>(修正後)</p> <p>○児童生徒が同和問題を正しく理解するために、教職員が同和問題に関する正しい理解と認識を深められるよう、各種教職員研修会や教職員向け人権教育の手引き(指導資料)等に同和問題を題材とした内容を取り上げるなど、様々な場面での教職員等指導者への研修を充実させます。</p>

(2) 原案どおりとするもの (12 件)

	該当項目	意見の内容	県の考え方
1	第1章 総論 【関連ページ:P 1～2】	第3次計画だというもの、第2次計画の振り返りがないので、現在の静岡県の人権状況を踏まえて計画を作ってください。	現計画(第2次改定)の基本理念の指標である「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合は、これまでの取組により、平成11年度調査(20.5%)から年々上昇し、ここ数年40%前後となり、目標値(50%)には達していないが、県民の間に人権尊重の意識は着実に高まっている状況にあります。 現計画では、施策に関連する指標について、毎年度、進捗管理を行い、その結果を県内のリーダー・学識経験者で構成される静岡県人権会議において報告しています。 静岡県人権会議からは、今後も継続した人権教育・啓発や相談支援に取り組むこと、また、LGBT、再犯防止等の新たな人権課題に取り組む必要性などの要望、意見を受けており、これらを踏まえて、第3次計画を改定しています。
2	第2章 推進計画の基本理念 【関連ページ:P 2、7～11】	人権保障における行政の責務についても、県の決意の表明として、明確に記述してほしい。	本計画は、今後の本県の人権施策の基本指針となるものとして規定しています。 県といたしましては、「ふじのくに人権宣言」の趣旨を踏まえ、「基本理念の理想とする目指すべき社会の姿」となるよう施策を進めていくことが、人権保障における行政の責務であると考えています。
3	第2章 推進計画の基本理念 1 推進計画の基本理念 【関連ページ:P 7～11】	静岡県が「人権先進県」であるという自負に満ちたものにはできないだろうか。そのためには、静岡県が、生きる権利、学ぶ権利、働く権利、意見を表明する権利といった主要な自由権、社会権について、現状を把握するとともに、その水準をここまで引き上げるといった指標が必要ではないか。	計画では、『「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合』を50%以上とすることを目標としています。 静岡県人権会議においても、個々の指標の件数や割合などは、人権尊重意識を分析していく上では重要であるが、自分だけの問題だけでなく、他者の人権もどうかも含め、全体としての意識の高揚が大切であるとの意見をいただいております。 人権尊重の意識の高揚・定着を図っていくことで、思いやりあふれる静岡県の実現を目指

	該当項目	意見の内容	県の考え方
			<p>すものであり、意識面での変化を求めていくものであることから、理想とする目指すべき社会の姿を掲げ、施策を進めていくこととしています。</p>
4	<p>第2章 推進計画の基本理念 2 基本理念の理想とする目指すべき社会の姿 【関連ページ：P9】</p>	<p>「基本理念の理想とする目指すべき社会の姿」について、各項目とも、「構築」が取れて、大変わかりやすくなった。 できれば、国連人権理事会での決議文にある「包摂」という言葉も入れてもよかったのではないか。</p>	<p>計画においては、「違いを認め合い、自分のみならず、他人もかけがえのない存在であることを認識すること」と記載して、「包摂」の精神を表しているものと考えています。</p>
5	<p>第3章 人権教育・啓発の推進 1 人権教育・啓発総論 【関連ページ：P12】</p>	<p>差別をしないということよりも、まずは、「あなたには人権がある」（権利の主体者である）ということを教えることが一番大事だと思う。 また、人々が、静岡県内において、人権侵害の歴史について学べるような施設や資料の整備についても触れるべきだと思う。 加えて、人権教育・啓発をする側（たとえば、学校、地域社会、企業など）は、反射的に、その場において、権利保障をする義務を負っているということも記述すべきと思う。</p>	<p>県では、人権概念や人権への取組の歴史などを説明した人権啓発の副読本である「だれもが幸せに 人権・同和問題の手引き」を作成し、人権教育・啓発の際に活用しています。 また、人権に関する歴史などを学習する施設や資料の整備に関しては、人権に関する県民の自主的な学習の支援となるよう、人権啓発センターにおいて様々な人権に関する図書やDVDなどの映像資料を備え、貸与する等に取り組んでいます。 なお、人権教育・啓発に伴う人権保障の義務につきましては、学校、地域社会、企業などに対する取組の中で、丁寧に説明しながら、人権教育・啓発を進めてまいります。</p>
6	<p>第3章 人権教育・啓発の推進 3 学校における人権教育 【関連ページ：P17】</p>	<p>地域社会が「ユニバーサルデザイン」に向かっている中で、「学校」だけが昭和の空気を感じるのは何故なのか。障害者を特別扱いせず、一緒に学ぶ空間を考えていく方向で政策を進めることが、自他の違いを理解する手段ではないか。 県内にある学校も「バリアフリー」を目指し、将来的には誰もが安心して通学・利用できる「地域社会の拠点」になるよう、(2)施策の方向に、具体的に一人ひとりが違う「多様性」や、お互いの「違い」を理解し合う教育を進める等の文章が必要ではないか。</p>	<p>この計画では、基本的視点として、ユニバーサルデザインの推進を掲げております。 また、施策の方向において、「自分の大切さともに、他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成」を掲げています。 いただいた御意見にありますとおり、学校が「地域社会の拠点」となるよう、計画の推進を図ってまいります。</p>

	該当項目	意見の内容	県の考え方
7	<p>第3章 人権教育・啓発の推進 6 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等 【関連ページ:P27】</p>	<p>県職員は、窓口での県民への対応、様々な業務での県民と接する機会を持っていると思うので、全ての職員が、常に「人権」というキーワードを意識することが必要ではないかと思う。</p> <p>職員自身の人権意識を高めるだけでなく、対応を受けた県民自身に人権意識が伝わることになる。</p>	<p>県が行うすべての業務は、人権と関わっており、常に人権の尊重を念頭に置きつつ、行われるべきものです。</p> <p>本県では、職員の人権意識を高めるため、新規採用者、新任監督者及び新任管理者といった段階ごとで研修を実施しております。</p> <p>こうした研修を通じ、常に業務において、人権を意識することで、他人の人権にも十分配慮した対応を取ることができるよう努めてまいります。</p>
8	<p>第3章 人権教育・啓発の推進 6 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等 【関連ページ:P27】</p>	<p>人権学習に関し、ピアラーニング（同僚同士の学習）が必要であると考えてるので、今回の計画の中で、「研修」とされているものについて「研修及びピアラーニング（同僚同士の学習）」と記載を変更することが望ましい。</p> <p>また、その学習成果について、外部評価が必要であると考えられる。公務員に対して、その仕事の根幹にあるはずの「人権」に対してのチェックが行われていないことは、モニタリングの仕組み上、問題であるように思われるので、人権について、研修であれ、ピアラーニングであれ、学習後には、大学教員や法曹等によって構成される第三者によって、評価が行われるべきである。</p>	<p>本県では、出前人権講座での双方向の会話型の研修の導入や図書や動画を用いた自主的な学習の支援等も実施していくことを計画していることから、全体として「研修」という表現とさせていただいています。</p> <p>外部評価につきましては、個々の評価ではありませんが、計画の進捗に関し、毎年度、県内のリーダー・学識経験者で構成される静岡県人権会議に報告し、御意見をいただいております。</p>
9	<p>第4章 分野別施策の推進 【第4章全般】</p>	<p>人権教育・啓発の推進の後に、分野別施策が来るのが唐突である。誰にでも保障されるべき基本的人権・普遍的人権について書くのが先ではないか。</p>	<p>人権施策を推進する体系として、あらゆる場面における学習機会の提供や施策の推進である「人権教育・啓発の推進」の次に、各分野の課題に取り組む「分野別施策」の構成としています。</p> <p>御指摘いただきました「誰にでも保障されるべき基本的人権・普遍的人権」については、「人権教育・啓発の推進」に先立つ総論の中で、基本理念や基本理念の理想とする目指すべき社会の姿、及び「ふじにくに人権宣言」に記載しております。</p>
10	<p>第4章 分野別施策の推進</p>	<p>分野別に書くということは、マイノリティに対する施</p>	<p>この計画は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため</p>

	該当項目	意見の内容	県の考え方
	【第4章全般】	<p>策を列挙するということになる。このような施策体系がマイノリティが恩恵を受けている（逆差別である）という反発を招きうることを明確に記述して、読者にその問題がなぜ生じるのか、そして、その問題をどう乗り越えるのかを考えてもらう必要があると思う。</p> <p>問題を乗り越えるには、ターゲット型の施策ではなく、すべての人を対象にしたユニバーサルな施策を打つしかない。</p>	<p>に、人権施策を推進する体系として、あらゆる場面における学習機会の提供や施策の推進である「人権教育・啓発の推進」の次に、各分野の課題に取り組む「分野別施策」の構成としています。</p> <p>御意見のありました、すべての人を対象としたユニバーサルな施策としては、当室で所管する「すべての県民を対象とした人権啓発」及び教育委員会で所管する「次代を担う児童生徒を対象とする人権教育」が該当するものと考えます。</p> <p>分野別施策については、各所管部局において、その必要性和妥当性について、県民に理解を得ながら実施しているところですが、それと合わせて御指摘の逆差別という反発が起こることのないよう、すべての県民を対象として、人権とは何かという人権概念や、その重要性等を丁寧に説明する人権啓発を進めてまいります。</p>
11	第6章 計画の推進 【関連ページ：P104～105】	<p>今回の改定を機会に特に国・県とのつながり・連携の強化をさらに望むところである。</p> <p>特に進行管理は大変重要だと思う。県からの国・市への情報の提供を、より積極的にされることを期待する。</p>	<p>計画の推進に向けて、今後も国、市町との連絡を密にとって連携し、人権教育・啓発を進めてまいります。</p>
12	指標 「人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合」 【関連ページ：P112】	<p>どのような分野での人権教育を実施しているのか、既に調査しているのであればその結果を、なければ改めて調査し、その結果を公表してほしい。</p>	<p>指標の進捗状況については、毎年度、県内のリーダー・学識経験者で構成される静岡県人権会議に報告し、公表していくこととしています。</p>